

空調機室内の通風用ダクトに使用される可燃性材料に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

空調機室内の通風用ダクトに使用される可燃性材料に関する事項

改正理由

通風装置の要件を規定する SOLAS 条約 II-2 章第 9.7.1.1 規則においては、通風用ダクトは、一部の短いダクトを除いて、鋼又はこれと同等の材料のものでなければならない旨規定されている。

当該規定に関して、IACS 統一解釈 IACS UI SC99 においては、空調機室内における送風機と通風用ダクトの連結部には可燃性材料を用いて差し支えない旨規定されており、本会は既に当該 IACS 統一解釈を鋼船規則検査要領に取り入れている。

IMO において当該 IACS 統一解釈について検討が行われた結果、2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会 (MSC93) において、空調機室内における通風用ダクトの連結部に関して、長さが 600mm を超えないものとするを条件に可燃性材料の使用を認める統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1480 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1480 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

空調機室内における送風機と通風用ダクトの連結部に使用できる可燃性材料の長さの条件を規定した。